

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日が当たる場合)

平成九年五月一日

鳥取県知事 西 岸 昭 次

## 四 次

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定 (女性青少年課)

特定計量器の定期検査の実施 (商政課)

森林病害虫等の駆除命令 (森林保全課)

防除実施基準の策定 (〃)

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定 (〃)

樹種転換促進指針の策定 (〃)

地区防除指針の策定 (〃)

建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施 (建築課)

**鳥取県告示第三百三十六号**  
鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第二百四号）第十二三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された 発行所名
5716	雑誌その他 の刊行物	す つ び ん 1997. 1月号	雑誌 05463-01	英知出版
5717	“	B e j e a n 1997. 1	雑誌 17645-1	英知出版
5718	“	バッタテクニシャン	ACNY-23	キャンディー コボレーション
5719	“	超ミニGローバル 1996. 12月号増刊	雑誌コード 07262-12	株式会社 コアマガジン
5720	“	投稿ニヤンニヤン写真 1997. 2月号	雑誌 16747-02	株式会社 サン出版
5721	“	寝起きの情事	AMH-23	スワン企画
5722	“	プリンプリン伝説	AMH-21	スワン企画
5723	ミルキー通信	1996. 10	雑誌コード 08407-10	株式会社 大洋書房
5724	オーレンジ通信	1997. 2	雑誌コード 02189-02	株式会社 東京三世社

平成9年5月2日 金曜日

5725	“	チヨ一快感 G A L S	ISBN4-8112 -0019-5	株式会社 浪速書房	平成九年五月一日	鳥取県知事 西 尾 囪 次
5726	“	カメラ天国 雑誌 VOL.92 1997. 2月号	13724-2	株式会社 日本出版社	一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十九条第一項各号に掲げる特定計量器	
5727	“	素 B e 人 雑誌 1997. 2	07824-2	株式会社 日本出版社		
5728	“	絶頂バブル S 093	ISBN-06-25 32-BEH-02	ハイドブレイ キャルズカンパニー	実施区域	実施期間
5729	“	ナース・エンジエル	Pure=Puro	株式会社 マガジン・マガジン	境港市及び西伯郡 まや	実施場所
5730	“	MAGAZINE B a n g 1997. 2月号	18385-02	株式会社 マディアックス	一一一の特定計量器以外の特定計量器	
5731	“	ララダス 雑誌 VOL. 7 1997. 1月号	09012-01	株式会社 株式会社	実施区域	実施期間
5732	“	バナナ通信 1997. 2	17591-2	ラント出版	境港市	実施場所
5733	“	漫画ユートピア 雑誌 平成9年5月号	08937-5	株式会社 笠倉出版社	平成九年六月一日	実施区域
5734	“	漫画ばんがいち 雑誌 1997. 5月号	18295-5	株式会社 コアマガジン	午前十時から午後 三時まで	実施期間
5735	“	もりもヒエキス	S P - 0 2	有限公司 セントラルデニン	午後一時から午後 三時まで	実施場所

鳥取県告示第三四四十七号	計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施する。同法第二十一条第一項の規定により次のとおり告示する。	平成九年六月六日	午前十時から午前 十一時三十分まで	境港市上道町三〇〇〇 境港市保健相談センター	鳥取市余子公民館
--------------	---	----------	----------------------	---------------------------	----------

西伯郡 名和町	西伯郡 中山町	西伯郡 平成九年七月一日から同月三十一日まで	午後一時から午後三時まで	境港市渡町二三五六一一 三時まで
西伯郡 大山町	西伯郡 平成九年七月三日	午前九時から午後四時まで	午前九時から午後四時まで	米子市夜見町三〇〇一一六 鳥取県工業試験場生産技術科
西伯郡 淀江町	西伯郡 平成九年七月四日	午前十一時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	鳥取市東町二丁目二三〇 鳥取県計量検定所
西伯郡 日吉津村	西伯郡 平成九年七月七日	午後一時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	西伯郡名和町大字御来屋二六三一一 中山町農村環境改善センター
西伯郡 岸本町	西伯郡 会見町	午前十一時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	西伯郡名和町大字御来屋二六三一一 中山町農村環境改善センター
西伯郡 岸本町	西伯郡 平成九年七月八日	午前十一時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	西伯郡大山町末長二六九一 大山町中央公民館
西伯郡 岸本町	西伯郡 平成九年七月九日	午前十一時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	西伯郡淀江町大字淀江七九六 淀江中央公民館
西伯郡 会見町	西伯郡 平成九年七月十日	午前十一時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	西伯郡日吉津村大字日吉津九五六一 日吉津村中央公民館
西伯郡 岸本町	西伯郡 平成九年七月二十二日	午前九時から午後四時まで	午前九時から午後四時まで	西伯郡岸本町吉長三七一三 岸本町役場
西伯郡 会見町	西伯郡 平成九年七月二十二日	午前九時から午後四時まで	午前九時から午後四時まで	西伯郡会見町天萬五五八 会見町公民館
西伯郡 日吉津村	西伯郡 平成九年七月二十二日	午前九時から午後四時まで	午前九時から午後四時まで	西伯郡西伯町大字法勝寺二六七一一 プラザ西伯
西伯郡 日吉津村	西伯郡 平成九年七月二十二日	午前九時から午後四時まで	午前九時から午後四時まで	米子市夜見三〇〇一一六 鳥取県工業試験場生産技術科
西伯郡 日吉津村	西伯郡 平成九年七月二十二日	午前九時から午後四時まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町二丁目二三〇 鳥取県計量検定所

## 鳥取県告示第三百三十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 区域及び期間

## 1 区域

(一) 鳥取市、倉吉市、米子市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、

八東町及び用瀬町、気高郡鹿野町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤崎町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日野町及び溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）

(二) 岩美郡福部村、東伯郡泊村及び大栄町並びに西伯郡日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。）

## 2 期間

平成九年六月一日から同年七月十五日まで

## 二 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第一条第一項に定める松くい虫

## 三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けけるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、一の1の(一)に掲げる区域にあつては航空機を利用して、一の1の(二)に掲げる区域にあつては地上から、薬剤の散布を行うこと。

## 四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあ

あるため。

### 五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百三十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定に基づき、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百四十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の九第一項の規定に基づき、松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置に関する指針を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する同法第七条の六第四項の規定により告示する。

平成九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。)

平成九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百四十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十三項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定により告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 意見の聴取の日時及び場所**

平成九年五月十三日（火）午後二時から

米子市東町一〇六一四

米子市民体育館会議室

**二 事案の内容**

建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

**1 申請者**

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田隆朝

**2 建築物の位置**

米子市東山町九七一一

**3 建築物の用途**

陸上競技場

**4 工事種別**

増築

**5 建築物の構造**

鉄筋コンクリート造平屋建

**6 建築物の面積**

建築面積 四四四・三五平方メートル

延べ面積 六三六・五五平方メートル